

海外重要情報（第七輯）



昭和二十一年六月二十二日  
理財局

目次

第一、英國綿業界の現状と將來……………一頁

一、世界綿業界の現状と見透し……………

二、英國綿業界の現状……………

三、英國綿業の將來……………

第二米 國……………一二

一、武器貸與狀況……………

（一）第二十二次武器貸與報告……………

（二）米國の中國に對する援助狀況……………

（三）米米武器貸與決濟協定調印……………

二、在米外國資産の増加とその經濟的意義……………

（一）在米外國資産は二百三億七百万弗……………

（二）在米外國資産の意義……………

三、最近に於ける米國の對外借款供與狀況……………



(一) 一般狀況

(一) 對佛十三億七千万弗借款の詳細

(二) 對歐米棉購入借款に關する報告

(三) 對對モロツコ三億弗借款供與

四 米國の小麥事情

(一) 一九四六—四七年度米國小麥需給豫想

(二) 最近の收獲豫想

(三) 米國內消費事情

(四) 輸出計畫の實施困難

第三 英帝國

(一) 英國の公債利率引下げ發表と米紙の論評

(二) 米國の銀價格引上げ案と印度に於ける銀問題

(三) 米國の補助貨廢止

(四) 右決定に關する主なる論評

三一九四五年中に於けるカナダに對する米國資本流入計

第四 歐洲

一 聯合國の對獨賠償政策の動搖

(一) 聯合國の對獨經濟處理方式の動搖

(二) ソ聯の生産品賠償方式

(三) 米國ドイツ占領地區内よりの賠償撤去を停止

(四) 聯合國の對獨經濟管理政策の批判

第五 東亞

一 中國に於ける日本資産沒收よりの收入

二 北鮮に於ける農地制度改革

(一) 土地改革法の制定

(二) 土地改革法令の概要

(三) 土地改革實施の意圖

(四) 土地改革成功の原因

第二 英國綿業界の現状と將來

一、世界綿業界の現状と見透し（時經五・一五二〇及六・六）

(一) 今次大戦中世界綿業界は顯著なる變貌を遂げたが之を概観すれば英國、フランス及びイタリアは衰微し日本は轉落せる反面米國及びソ聯はその生産高を著増し印度及びブラジルは輸入國より輸出國に轉換し、アルゼンチンは國內向綿製品供給を増加した。

(二) 右の結果世界綿業界の現勢は米國、印度、ソ聯、フランス、ブラジル、イタリアの順序となり戦前の輸出高による日本、英國、フランス、イタリア、米國、印度の順位は一變した。戦前五ヶ年間の平均輸出量は左の如くであつた。

日本	二五六三百万碼
英國	一八三三
フランス	三六四
イタリア	三一二
米國	二四〇
印度	二〇五

(三) 戦後綿製品貿易の見透し

(1) 米國及びソ聯の生産高は著増してゐるが兩國共老大な國內需要に追はれてをり従つて米國の本格的中南米向進出は若干遅れるべく、ソ聯は之に加へてその輸出貿易が經濟的理由よりも寧ろ政治的要素によつて左右される事實より觀てその輸出は大して期待出來ない。

(2) 日本の綿紡機保有數は今後數ヶ年間六百萬錠以下と戦前の半分に止まるものと觀られ且つ戦後數年間は國內需要充足に追はれて世界市場への本格的再登場は當分期待出來ないが東亞市場を控へてその潜在能力は一應注目されてゐる。

(3) イタリア綿業界はその生産高を漸増してゐるので戦後の國際市場に於ける競争力は警戒されてゐる。殊に最近歐洲各國がイタリア紡織施設を利用して之に原料を供給し自國の衣料不足を緩和しようとしてゐる傾向は米國業界の關心を惹いてゐる。

(4) 斯くて今後當分の間國際綿製品輸出に於て重要地位を占めゐるのは印度及びブラジルであらう。

兩國の最近の綿織物輸出高は左の如くである。(時經六二一)

區分	一九四五年	一九三八年四半期平均
印度	(第四四半期) 九七百萬碼	七六百萬碼
ブラジル	(第三四半期) 六七一〇千噸	六〇〇千噸

(5) 尙今後の世界綿業界の動向をトする上に左の點は看過出來ない。

- (イ) 日本綿業再建の許可の程度
- (ロ) 過渡期以後に於ける米國の歐亞への棉花輸出に對する援助の程度
- (ハ) 纖維機械の輸出再開の時期

三 英國綿業界の現狀

(一) 英國綿業再建の隘路 (時經五。二〇)

英國綿業の再建は同國戰後經濟の至上命令たる輸出増強策の重要なる一環として朝野を擧げて異常なる努力が拂はれてゐるがその再建歩調は勞働力不足と施設近代化計畫實施の不振により遲々としてゐる模様である。

(二) 最近の生産状況

(1) 現在の操業状況は大體工場設備の三分の二程度と視られるが

最近は労働状態の改善により紡績作業及織機運轉は漸次活潑化し昨年十月以前の高水準に復歸しつつあると傳へられる。

(世界短波六・六時經五・九)

(2) 最近に於ける綿糸、綿布の生産高は左の如くである。

區分	一九四六年第一四 半期每週平均		一九三七年第一四 半期每週平均	
	綿糸生産高 (百萬封度)	一二・二	二三・七	
綿布生産高 (百萬碼)	三〇・〇	七〇・〇		

(註) (1) 本年三月中の綿糸生産高は週平均一千二百八十七萬封度で一九四四年十月以來の最高記録を示現し二月に比し四十五萬封度方上昇した(時經五・九及一七一商務省發表)

(2) 綿業調査委員會長シユスタールは英國の國內需要を充分に充足するためには年七億封度の綿糸を必要とするを述べてゐる（時經六四）

曰英國綿業再編成を繞る諸券論議

(1) 棉花先物取引の禁止（海外重要情報第二輯參照）

(イ) 商相タリツズは三月十八日棉花購買の中央統制及び先物取引禁止を合わりヴァブール棉花市場改組案を發表した。

（時經三・二〇）

(ロ) 右に對しリヴァブール綿業界は驚愕し若しこの決定を受入れねばならぬ場合には市場の組織を基本的に破壊されぬ最善の方法を講ずるに反對を表明してゐる。（時經五・三）

(ハ) 經濟學者ハロツドの棉花市場再開論（時經五・二三）

(ニ) 棉花市場を再開せざるときは商品外輸出を喪失することとなる。

(ホ) 紡績業者はカヴァーをこる必要がある然らざれば價格の低落に對しては政府の補償を受けねばならぬ。然し政府が常に外國市場に於て所要の大規模なる投機的操作を行ふことは政治的に不可能であるからこの補償は納税者の負擔に轉ずる。



(c) 米國は小麥協定と同じ方針で棉花協定の締結を希望してゐる。然し若し英國が世界棉花價格の動搖を緩和すべき代表即ち國際的な緩衝ストツクを保持する案を有するならば米國の壓力に對して充分對抗し得るのである。然るに政府の一括買付案は緩衝ストツク案を破壊するものであり、斯かる協定を締結する時は英國に不利な價格騰貴を惹起し之に依り英國は毎年數百萬磅の外國爲替と支拂はねばならぬこととなるであらう。

(d) 若し棉花協定が成立すれば凡ゆる重要産物も之を倣ふべく、英國はそのために數百萬磅の損失をすることとなるかも知れない。

(e) 米國が多分に利害關係を有する棉花につき國營貿易を採用することは國際協力の機構を阻碍する恐れがある。

(2) 英國綿業改革案

(1) 商務省調査委員會は機械設備の根本的一新を行はんとする

綿業改革勸告案を發表したが綿業審議會も設備近代化を前提とする販賣組織改革案を發表するものと観られてゐる。

(海外重要情報第六輯参照)

(ロ) 本案に關し綿業調査委員會委員長シユスターは左の如く述べてゐる。(時經六・四)

(a) 綿糸の飛躍的増産を計らぬ限り英國は多量の綿糸布を輸出に振向けることは不可能である。

(b) 労働者の大量獲得は期待し得ず且つ高賃銀労働力に依存しなれば現狀(まらぬ)に於て生産の増加を計るためには労働者一人當りの生産高を増加せしむる要がある。之がために機械と生産方法に革命的な變更が加へられねばならぬ。

(9) 英國綿業に良き指導と勞資の協力精神をを導入するた  
め全綿業によつて所有され、勞働組合員を執行機械に  
加入せしむる如き中央官社の設立も極めて必要である。  
(10) 配給面に於ける費用の節約及びサーブイスの改善を計  
らねばならぬ。

(11) ロイター經濟部長ギヤムペルは左の如く述べてある（時  
經六、三及四）

(a) 商務省調査委員會の綿業改革案に對する業界の反響は  
大体良好である。

(b) 機械の更新に關しては新型機械に對する資本の負擔を  
含む總生産費が舊型機械による場合の生産費より低廉  
となるまでその更新を經濟的乃至技術的に妥當化し得  
る程度如何が問題となる。

(c) ランカシア綿業界の紡織機械の不足は今後數年間繼續  
すると觀られるから國內に於ける機械生産力の擴充、  
輸入の増加及び現有機械配分の合理化に對し特別の措

三、英國綿業の將來

置を講ぜざる限り國內需要充足のため輸出を犠牲に供  
 することとなり。

(一) ロイター經濟部長ギヤムベルの所見 (時經六・四)

(1) 戦後の對英棉花供給源

(イ) ランカシア綿業の米棉依存度は弗爲替の獲得困難のため  
 今後減少を余儀なくされるであらう。

(ロ) 之に反し印棉依存度は印度の國內消費増大にも拘らず日  
 本の買付減少のため増大を豫想される。

(2) レイヨンその他合成纖維との競争

(イ) レイヨン纖維價格が引續き綿糸より割奢な現状を維持す  
 るならば棉花の需要は今後相當な影響を受けるであらう  
 (ロ) 既に人造纖維製造業者は生産の大擴張を計畫してゐるが  
 現在英國の人造纖維原料輸入額はレイヨン輸出額の五割  
 であるに對し棉花の輸入額は綿製品輸出額の二五割を占  
 めてゐるから人造纖維生産の擴張は英國の外國爲替情況  
 の改善に極めて重要である。

(5) 織機及び綿製品分野に於ける國際競争

(イ) 世界の綿製品消費は増大を見込まれるが綿製品貿易は特にランカシアの場合に於ては世界消費の増大に伴ひ伸長することは考へられない。

(ロ) 右は印度及び支那に於ける需要増は夫々自國內に於ける綿業の擴張により補はれると觀られ且つオーストリア、埃及、パレスチナ、シリア、ベルシヤ、蘭領東印度、アフリカ及び南米等に於ても綿業の設立乃至既存設備の擴張が計畫されてゐるからである。

(ハ) 日本綿業の没落により歐洲の生産者は市場奪回に努力すべく長期的觀測下は競争は激化するであらうとみられる。

(ニ) その主なる條件となるのは日本綿業であるが聯合國によつて計畫的に阻止されない限り再興の可能性は充分ある。今後日本は或る程度の輸出が許可さるべく且つ重工業が抑壓されればされるだけ日本は輕工業に向は

ざるを得ないことなる。日本の競争が永久に姿を消したと観るのは早計であり且つ印度支那及びブラジル等の如く輸出を増加せしめてゐる諸國があることは英國綿業の將來が必ずしも樂觀視し得ないことを充分物語るものがある。

(二) 日本纖維工業國際視察團の英國オブザーヴァーたるポットンの觀測（時經六・五）

- (1) 英國綿業復興の根本的~~な~~路は労働力の不足にあるから住年の榮を取戻すためには工場設備の近代化と二交替作業制を採用しなければならぬ。
- (2) 英國は綿業及び人絹業の何れに於ても日本の競争を考慮しなければならぬ。

第三米 國

一、武器貸與狀況

(一) 第二十二次武器貸與報告（時經六・一六）

トルーマン大統領は六月十四日議會に對し武器貸與法運営に關する第二十二次報告書を送った。

(1) 一九四五年十二月末迄の武器貸與總額は四百九十億九千六百萬弗にして米國への逆貸與額は七十四億四千六百萬弗である。

(2) 武器貸與の仕向國別内譯は次の如くである。

英 帝 國	三、〇〇〇 百萬弗
ソ 聯 國	一、〇〇〇
フランス及屬領	二、三三七
中 國	一、三〇〇
ベルギー	八三
オランダ	一七八
ブラジル	三一九
その他中南米諸國	一一五

(5) 武器貸與の品目別割合は左の通りである。

武器彈藥	四六%
工業資材	二二%
農業資材	一二%
石油製品	五%
サーヴイス	一五%

(海外重要情報第一輯参照)

(4) 米國の中國に對する援助狀況 (外信六・一五)

(1) 米國は中國に於て降伏した日本軍の集結地に武装解除の爲  
赴く中國軍隊四ヶ軍團の空輸に當つた。此の費用は三億弗  
である。

(2) 米國は極東の米軍物資中から軍用車六千八百萬弗、武器五  
千萬弗を中國に貸與した。

(3) 以上のほか終戦後の諸援助を加へればそれ以前中國に與へ  
た武器貸與額の二倍以上に達し、一九四五年十二月三十一  
日までを推算すれば十三億三千五百六十三萬二千弗となる。



(4) 世界各國に對する武器貸與が昨年停止された後も中國に對する米國の軍事援助は現在なほ繼續されてゐる。

中國は米國の武器貸與物資受取高において世界第四位である。

日 米濠武器貸與決濟協定の調印（時經六・三、短中波六・一〇）

米濠武器貸與及び相互援助の總括的決濟に關する協定が六月七日調印された。同協定の調印は米國武器貸與決濟協定としては英、佛、トルコ、印度について第五番目のものである。その内容は次ぎの通りである。

(1) 米國よりの武器貸與十億三千万弗、濠洲よりの遊貸與九億二千万弗を相殺する。

(2) 武器貸與に依り米國から濠洲に移讓された數種の施設、機械工具、裝備品、航空機及び米軍餘剩物資は時價で濠洲に賣却される。

(3) 右支拂代金は總額二千七百萬弗にして内米軍餘剩物資は六百五十萬弗である。

ニ 在米外國資産 増加とその經濟的意義

(一) 在米外國資産は二百三億七百萬弗（時經・五）

(1) ニューヨーク・タイムス紙經濟記者オースティンが一九四一年六月の財務省の調査報告並びに關係各官廳の調査資料を基礎として推定したところによれば一九四五年末に於いて在米外國資産は二百三億七百萬弗と言はれる。

(2) 右は第二次歐洲大戰勃發當時に比して二倍以上の増加で一九四一年六月の百五十五億四千五百二十萬弗より三分の一の増加である。

(註) 一九四一年六月現在の内譯は個人及び會社の資産百二十七億三千八百七十萬弗、イヤーマーズ金十九億一千六百萬弗、外國人の爲に米國內で所有されてゐる外國證券八億九千五十萬弗である。

(3) 右推定額は近年に於ける證券の値上りを考慮して居らず、特許、商標、その他諸利權を評價してゐないから極めて控へ目の算定である。

此の計算は外國人資産管理に付せられた資産全額と戦争初年に於ける英國の邦資産の變遷を考慮されたものであり、一般

資産の弗よりの逃避についても検討されたがその後には全く見られず却つて一九四四年末から一九四五年十一月末迄に米國に流入した外國資産は九億三千三百萬弗に上つてゐる。

(二) 在米外國資産の意義（時經六・五）

(1) 右二百億弗に上る資産の大部分はイヤマークされた金、銀行勘定及び市場價值ある有價證券であり何時でも米商品購入資金として利用されるものであり、多額の米國輸出貿易の維持を裏づけるものである。

(2) 然しこれらの資産は將來米國の金保有を脅かす可能性がある。即ち

- (イ) 米國の物價騰貴が依然繼續すれば諸國は米國での商品購入を制限して、これらの資産を以つて低廉な外國の物資を購入するやうになるかも知れない。
- (ロ) 更に弗購買力に對する危惧の結果これらの銀行勘定及び證券を金に乗換へる可能性も考へられ斯くて米國自身の保有金に喰ひ込まれることになるだらう。
- (ハ) 米國の貨幣用金準備は二百億以上あるから少々の金喪失は大したことはないが、外國資産の大部分が金で引出されるならば米國の信用機構の基礎は非常に狭められるであらう。

三、最近に於ける米國の對外借款供與狀況

(一) 一般狀況

(1) 輸出入銀行の對佛六億五千萬弗の借款供與により同行の融資餘力は八億一千二百萬弗に減少した。従つて十二億五千萬弗の融資權限擴張案が成立しない限りソ聯その他諸國への借款供與は不可能になるであらう。

(2) 商務省の發表に依れば外國の米國クレヂット實際使用額は比較的少額に止まつてゐる。即ち

(イ) 一九四五年第四四半期の實際の貸出は僅か四千萬弗で十二月末現在の貸出總額は五億二千三百萬弗に過ぎない。

(ロ) 年末未使用クレヂットは十三億一千百萬弗であり、第四四半期中のクレヂット許與額は八億二千五百萬弗であつた。(日米五三〇)

(二) 對佛十三億七千萬弗借款の詳報 (時經五三一、時電六一)

(1) 去る五月二十八日成立の米佛借款協定に於て米國はフランス國品の對米輸出振興を援助することを約したが、これはフランス商品に對する輸出税引下げを意味するものと見られる。

(2) フランス側は交換条件として米國商品に對し戰前より高率な關稅を課しないことを約し、國際通商會議に於いて關稅引下げ問題を討議することになつた。

(3) 六億五千萬弗の復興資金は支拂期限二十五ヶ年、最初の五ヶ年は元金据置、利率三%であり、七億二千萬弗の武器貸與の決済は期限三十五ヶ年利率二%である。後者には「經濟條件が變化し兩國の利益にならない場合には支拂を延期することができると言ふエスケープ條項が附されてゐる。」

(4) 米國の對佛武器貸與債權は軍事資材として二十三億弗、民間資材として三億六千萬弗であり、内十八億弗分は破壊又は消費された。一方フランスの逆貸與は約八億弗である。

(5) フランスが購入する米國商船の價格は約二千五百萬弗であると言はれる。

(6) 米國は在佛過剩資材を約五億弗で賣渡すが米國の購入した在佛土地、建物と相殺すれば約一千五百萬弗の受取勘定になる。

(海外重要情報第六輯參照)

(三) 對歐米棉購入借款に關する報告(外信六・五)

米國輸出入銀行は昨年十月決定した一億弗の對歐棉花借款に付き左の如く述べた。

(1) 對チエツコ二千萬弗借款は纖維工業の原料を提供することに依つてチエツコ經濟の復興を援助せんとするものであり、このクレヂットが全額使はればチエツコ一年間の需要の三分の二に當る十三萬俵の棉花を輸入することが出来る筈である。

(2) 一億弗の棉花借款に割當てられるものに左の三つがある。

(H) 對フィンランド

五百萬弗

(I) 對イタリヤ

二千五百萬弗

(J) 對オランダ

一千萬弗

(3) 中國に對しては特別棉花借款三千三百萬弗が豫想されてゐる。

(四) 對モロツコ三億弗借款供與

米國はモロツコに對し米國の餘剩財産購入資金として三億弗の借款を供與した。(時經六・八)

米園の小麥事情

(一) 一九四六―四七年度米園小麥需給豫想 (時經五・二四)

(1) 供給量

年度初繰越高

八〇百萬ブツシエル

收獲豫想高

一、〇〇〇、〇

(2) 消費高

園内消費用

六九〇

(内譚食糧用四五〇、飼料用一三〇、播種用八五、工業用五)

輸出

二五〇

(3) 年度末繰越高

一四〇

(二) 最近の收獲豫想 (時經六・一三)

五月中の好天候により本年度の收獲は十億二千五百五十萬ブツシ

エルである。

(三) 米園内消費事情 (日米通信六・一五)

(1) 戦時中の「食糧竊賣政策」が嚴格に維持されてゐたため、飼料用に多く消費され、一九四五―四六年度の最初の九ヶ月に園内消費豫想量を倍近く突破した。

(2) 右は海外輸出豫定量を實行不能とするもので、之が對策として三月一日以後は次々小麥使用切下策が採られ同時に農場からの小麥供出策が強硬に行はれ、供出獎勵金が交附されることになつた。

(四) 本年中の世界小麥輸出の四〇%を引受けて、世界の食糧救済にイニシテプをこつてある米國は最近の收穫豫想より充分に豫定量を輸出することが可能の如く見え又計畫を遂行すべく對策を講じつつあるにも拘らず、價格利潤等の關係から當初の計畫通り輸出が運ばれ續るに樂觀することは出来ない。



第三 英帝國

一、英國の公債利率引下げ發表に關する米紙の論評（外信資料、時經六七）

英國藏相ドールトンは償還期限十八年乃至廿一年、利率年二・五%の新公債發行を發表したが（海外重要情報第六輯參照）右に關しジャーナル・オブ・コンマースは左の如く米英の經濟事情の相違を指摘し米國は英國の今回の措置には追隨しないであらうと論じてゐる。

(一) 米國に於ける資金需要は英國に於けるよりも遙かに大である。

(1) 米國では今後數年間民間資金需要は巨額に達するが之に反し英國では遙かに少額に止まるであらう。

(2) 政府財政に應ずる新規債の發行も英國よりも米國の方が遙かに多額に上るであらう。

(3) 英國は支拂勘定超過のため將來長期に亘つて資本輸出を極めて少額に止めるであらう。

(二) インフレの脅威は英國では米國程甚しくない。即ち

(1) 英國では戰後過渡期に於ける物價統制に對する反對が米國程顯著でない。

(2) 英國では高物價の原因となる高實銀及びその他諸經費騰貴の壓力は米國程大ではない。

(3) 英國に於けるインフレの脅威が米國程ではないにせよ相言進程度行を示してゐるごき斯かる英國政府の公債利率引下げ措置は投資を刺戟することとなるから失策ではないかとの懸方が有力である。

(4) 米國に於けるインフレの脅威は遙かに大であるから米國が利率政策に關して英國の先例に追隨することは考へられない。  
ニ米國の銀價格引上げ案と印度に於ける銀問題

(+) 銀の補助貨廢止(外信、日本經濟六九)

(1) 印度政廳は屢に銀貨の純分率引下げを行つたが最近更に一ルピー以下の銀貨の小額補助貨幣を同收し之に代へてニツケル合金貨を使用することに決定した。  
(2) 右は銀塊價格の昂騰に對處するための措置と觀られる。

(二) 右決定に關する主なる論評

(1) 銀價格の引上げ印度に脅威—ニューズ・クロニクル（外信  
六七、時經六一〇）

(イ) 銀問題の第一の發火點は印度の銀市場である。戰時中銀  
のルビー建相場はスターリング建相場との間には大きな  
開きがあつたがボンベイ市場に於ては戰後も尙高値を維  
持し最近の相場は鎊銀點に近づいてゐる。

(註) (1) 銀塊價格が百トール二百ルビーに達すれば銀貨の  
發行は可能とならう。

(2) 最近に於ける銀塊相場の最高記録は百九十二ルビ  
—であつたが現在は稍反落し百八十八ルビー見當で  
ある。

(ロ) 銀の自由相場の繼續的値上りの理由の一つは米國議會の  
銀プロツク派の政策によるものである。この銀プロツク  
議員は最近政府の外國銀塊買入價格を一オンス七一仙—  
に引上げさせることに成功し、更に國內及び外國産銀の  
買入價格を直ちに九〇仙—に引上げ、次で二ヶ年以内に一  
ポ二九仙に引上げる法案を提案してゐる。

(一) 米國は印度に對し武裝貸與協定の下に一億六千萬オンスの銀を提供してゐる。協定は貸與銀の返済を現物を以て數ヶ年の年賦拂とする旨規定してゐるから銀價格の引上げは印度を脅威する。

(二) 右貸與銀が印度に貸與された當時の銀價格は一オンス四五元であつたが現在の公定價格は七一仙一であり假令一弗二九仙にはならぬとしても九〇仙三まで引上げられることは必至の情勢にある。

(三) 印度政廳が現在のルピー建銀價格で貸與銀を返済することをすればその償還費用は五千萬磅以上に達するであらう。

(2) 銀貨廢止の擴大は米國の責任  
 (1) 曩に中國は銀本位制を廢し次で印度が銀貨の純分を減少し今同更に銀の補助貨を全面約に停止したことは米國の銀プロツクが世界の銀價格を一層引上げようとしてゐることに原因してゐる。

(四) 若し銀が東洋其の他の市場から完全に閉出を食へばその責任は全く之等米國上院議員の負ふべきものだ。

(5) 銀の貨幣役割減退（ギヤムベル（外信六、九）

(6) ポンペイ銀塊相場は最近昂騰を續け、その結果銀含有量五〇

%の銀貨を鑄造しても十分利益が得られるやうになつた。

(7) 而も印盧政廳は戦争中米國より賞與された多額の銀塊を返還せねばならなくなつてゐる。

(8) 最近各國に於ける銀貨使用の減退は世界銀塊相場引上げを企圖する米國銀プロツタの工作に因るものである。若し米國銀プロツタが銀價格引上げを策した結果東亞その他で銀が運賃として利用されないやうになれば銀プロツタは尨大な銀塊を自分で背負ひ込む積りであらう。

(9) 銀貨回收の影響（ファイナンシアル・タイムズ（時經六、一四）

(10) 最近のポンペイ銀塊相場の暴騰は金銀の將來に對する確固たる樂觀的見透しに基くものではない。最近數週間に於ける本地からの多量の銀の利曉賣りの續出は之を證明してゐる。

(11) 補助銀貨の流通市場よりの回收は銀を通貨金屬としての役割から驅逐せんとする次の對策を示唆する心理的な逆效果を與へたのみならず更に究極に於て實際的な逆效果を齎らすことにならう。

(イ) 銀貨回収は印度政廳の銀手持を相當増加せしめ、米國の貸  
貸與銀返済に要する現銀調達をそれだけ輕減することにならう。

三一九四五年中に於けるカナダに對する米國資本流入額(時經六六)  
(イ) 昨年中カナダ國債券その他資産に投資された米國資本は約二億  
二千五百萬弗に達し年間投資額としては最高記録を示した。  
(米國政府推計)

(ロ) 右理由としては大体左の如きものが考へられる。

(1) 一般にカナダ弗は近き將來米弗とペーになるであらうと信  
じられてゐること。(現在は一カナダ弗＝九〇・八一米仙)

(2) カナダの金利が米國に比し高いこと。

(3) カナダに於ける勞働情勢が米國より良好なること。

(四) 爲替統制撤廢の時期

(1) 斯かる記録的な資本流入にも拘らずカナダ政府は或る程度  
の爲替統制を續けカナダ弗の騰貴を防止してゐる。

(2) 右はカナダ政府が英貨の先行を不安定なものと思つてゐるか  
らであつて將來米英レートが決定し戰後貿易の見通しがつ  
くまでカナダ政府は爲替統制を繼續するであらう。

第四 歐洲

一 聯合國の對獨賠償政策の動搖

(一) ポツダム會談に於ける米英ソ佛四ヶ國協定により、獨逸より戰爭を誘發する經濟力を剝奪し、賠償として工場及び機械の實物取立方式が宣言された。而してそれに基いて先般對獨經濟處理案が決定せられたのであるが、かかる方式及び本處理案實施をめぐつて聯合各國の間に賠償政策の根本方針に變更乃至動搖の模様が見取される。

(二) ソ聯の生産品賠償方式（時經四・六朝日特情八一號）

(1) ソ聯當局が發表したソ聯占領地域の獨逸工業生産割當は非常に大きく、ソ聯は賠償として獨逸工業施設の搬出よりも獨逸の生産から獲得する方式に傾きつつあるかに見える。ソ聯占領下の工業生産及びそのソ聯への搬出狀況は次の通りである。

(2) チューリンゲン州の工業施設の内九一％が發行中であり、ソ聯が賠償として同州から撤去せんとしてある工場数は五千四百工場のうち僅か百工場に過ぎない。

- (四) 同州のツアイス・イーコン光學工場に於ては
- (a) 全能力の七五%の生産をあげ、生産高は一ヶ月百七十五萬單位である。
- (b) このうち百萬單位が賠償用としてソ聯に徴ばれてゐる。
- (イ) 同州アイゼナツハ市のバイエルン自動車工場では
- (a) 一ヶ月自動車百二十五臺、自動自轉車三百臺が生産され、
- (b) この内自動車百臺は對ソ賠償にあてられてゐる。
- (ニ) エルフエルト市のオリンピツク・タイプライター工場では生産高の三〇%がロシア字のタイプライター生産にあてられてゐる。
- (四) ゲラ纖維工場では生産高の一五%が對ソ賠償にあてられてゐる。
- (三) ソ聯のかかる方式は明らかに賠償に關するポツダム方式に違反するものにして米軍當局は不滿の意をもちしてゐる。
- (1) 米國ドイツ占領地區内よりの賠償撤去を停止(時經五・三〇) (イ) ドイツ軍政長官代理ルシアス・クレイ中將は五月二十七日米國はドイツを經濟的な一單位として管理するといふポツダム宣言の決定實現に四大國が意見一致する迄米占領地區よりの賠償撤去を中止する旨英ソ佛に通告した。



(四)

- (2) 今回の措置の理由はポツダム宣言が実行されない場合米占領地区經濟を保護するためと説明してゐる。
- (3) 英佛も米國と同様の措置を講ずるものと見られてゐる。
- (4) かかる米國の措置に對しソ聯機關紙「イズヴェススチャ」は左の如く糾弾してゐる。(時經六・六)
- (イ) ポツダム宣言によればソ聯は賠償として西部獨逸工業施設の二五%の引渡を受けることになつてゐる。
- (ロ) 米國が獨逸のソ聯向け工業賠償の撤去を禁じたことは、ドイツの軍事經濟力の破壊を決定したベルリン協定の公然たる違反である。

(四) 聯合國の對獨經濟管理政策の批判

- (1) エコノミスト誌は英占領地帯に於ける對獨經濟管理政策の實施狀況を分析して次の如く批判してゐる。
- (イ) 對獨處理計畫は余りに苛酷である。
- (2) この計畫の實施はこの計畫の目標そのものにさへ背馳する。即ち計畫通り實施されれば獨逸はその計畫に含まれてゐる輸出を行ふに十分な消費財を生産することが出来なくなる。

(2) この英國側の態度には今や他の聯合國の意見も與するやうになりつつある。

(3) ジャーナール。オプ。コマース紙

(4) 現行のドイツ處理計畫は修正されなければならぬ。

(ロ) それは獨逸の大量飢餓を防ぐばかりでなく、他の歐洲諸國に不利な影響を與へるからである。

第五、東 亞

一、中國に於ける日本資産沒收よりの收入（東電六・一二）  
 滿洲及臺灣の如き特殊事情にあるものを除く日本及び日本の  
 政權安達の拂下げによる收入は次の如である  
 億圓

	既 收 額	本年収入可 能見込額	合 計
滿 洲 皖 區	二五〇〇億元	二五〇〇億元	五〇〇〇億元
華 北 區	一四五、	三〇〇、	四四五、
華 南 區	七六、	一〇〇、	一七六、
湘 鄂 贛 區	七〇、	三〇、	一〇〇、
現金證券收入	九三五、		九三五、
合 計	三、七二六、	二、九三〇、	六、六五六、

尙中國の一九四六年度豫算中賠償取立額は大千二百億元である。

三北鮮に於ける農地制度改革（東電五・二三、二四、二五）

(一)七、改革法の制定

ソ聯占領下の北鮮に去る二月八日中央

政治機關として誕生した臨時人民委員會は斯る狀勢下に三月五日突然劃期的な土地改革法令を制定即日公布した。

(二) 土地改革法令の概要

(1) 目的

朝鮮日本人の土地所有と朝鮮人地主等に依る小作制度を撤廢してこれらの土地の利用權がその土地の耕作者にあることを確認する。

(2) 朝鮮の農地制度をして封建的地主の隷屬から解放し、耕作農民個人の所有地として經營させる。

(3) 本法令により沒收の上分配される土地

(1) 日本國、日本人及び日本人團體の所有する土地

(2) 對日協力者及び日本の壓迫から朝鮮が解放された時その居住地から逃走したものの所有する土地

(3) 農家五町歩以上を所有する朝鮮人地主の所有土地

(4) 自耕せずして全部を小作に出す所有者の土地

(5) 面積に拘らず繼續的に小作に出す土地

(6) 五町歩以上を所有する教會、僧院、宗教團體の所有土地  
尙山林は農民が所有する値少のものを除き全部沒收して

(3) 接人民委員會の處置に委任する。  
 雇收した土地の分配か或は土地少なき農民に對し、その家族  
 數に應じ左の標準に依る點數に依つて分配する。

男		女	
年	齡	年	齡
幼年	(九才以下)	幼年	(九才以下)
少年	(自十才至十四才)	少女	(自十才至十四才)
青年	(自十五才至十七才)	青年	(自十五才至十七才)
壯年	(自十八才至六十才)	壯年	(自十八才至五十才)
老年	(六十才以上)	老年	(五十才以上)
點數	〇・一	點數	〇・一
	〇・四		〇・四
	〇・七		〇・七
	一・〇		一・〇
	〇・三		〇・三

(4) 尙土地の分譲に當つては面積のみならずその質をも考慮され  
 る。

(1) 分與した土地に對する制限證明其他  
 (1) 分與を受けた農民には其の證として道人民委員會が土地所  
 有證明書を交付し、これを土地臺帳に登録する。

(四) 農民に分與した土地は無償としこれに附帶する一般の負債（負擔を含む）は免除され尙地主から借用した一切の負債は取消さる。

(イ) 農民に分與した土地は賣買を許さず、又小作に出したも抵當に入れることを許されない。

(五) 土地改革の實施時期 本法令は三月五日實施され、同月末までにこの土地改革は終了される。尙土地所有權證明書の交付は六月二十日までに行はれる。

③ 土地改革實施の意圖

- (1) 北鮮に於て實施された土地改革は歐洲諸國のそれに類似する所が多々あるがより一層徹底したものと云ふことが出來よう。
- (2) 朝鮮臨時政府が樹立された曉は米ソ兩國は互に相手國に牽制され思ひ切つた經濟改革の斷行等は望まれない。されば統一政府の樹立される前に思ひ切つた土地改革を斷行し、これを既成事實として米國側にも承認させようといふソ聯の意圖があると思はれる。

(四) 土地改革成功の原因

ソ 聯政府機關紙、ラウダ紙ほどの土地革命を成功させた理由を左の如く述べてある。

(イ) 北鮮地區は南洋地區に比し封建的な土地集中の程度が著しく少なかつたこと。

(ロ) 農民層の過半數が自作農であつたこと。

(ハ) 封建的地主階級及び右翼各派の勢力が比較的弱く斯かる徹底的な土地改革斷行を容易ならしめたこと。